

5教保第201号
令和5年5月1日

各教育事務所・支所長
各県立学校長 殿

愛知県教育委員会保健体育課長

「教育活動の実施等に関するガイドライン」の改訂について
(通知)

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和5年3月24日付け4教保第1318号「教育活動の実施等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、適切に取り組んでいただいているところです。

このたび、令和5年4月28日付け5文科初第347号で文部科学省初等中等教育局長から通知された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」を踏まえてガイドラインを別添のとおり改訂し、5月8日から適用することとしました。主な改訂内容は、別紙のとおりです。

各学校におかれましては、本ガイドラインを基に、引き続き適切な対応をお願いいたします。

各教育事務所・支所にあつては、管内市町村教育委員会に対し、参考としていただくよう周知してください。

担当 振興・保健グループ(佐々木)

電話 052-954-6793(ダイヤル)

担当 給食グループ(小田)

電話 052-954-6839(ダイヤル)

E-mail: hoken-taiiku@pref.aichi.lg.jp

令和5年4月1日版ガイドラインからの主な改訂内容について

1 「平時」と「感染流行時」に分けて対策を実施

(1) 平時

「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」、「清掃」等により、感染症対策を行う。

平時には、これら以外に特段の対策を講じる必要はない。

学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とする。

(2) 感染流行時

地域や学校において感染が流行している場合などには、マスクの着用を促すことや、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、身体的距離を確保することなどの感染症対策を一時的に講じることが考えられる。

2 出席停止の基準等の変更

- ・ 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられることのみをもって出席停止とはしないが、児童生徒等が新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合は、校長の判断により出席停止の措置を講じることができる。
- ・ 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とする必要はない。

3 一部臨時休業（学級閉鎖）の判断基準の変更

同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明しており、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合とする。

※ 季節性インフルエンザにおける対応を参考としつつ、学校医等と連携して判断する。

教育活動の実施等に関するガイドライン (令和5年5月8日版)

このガイドライン(令和5年5月8日版)は、感染状況の変化や、令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類感染症に移行することを踏まえ、令和5年4月1日版を改訂したものです。

1 平時から求められる感染症対策

(1) 感染症対策の実施

「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」及び「清掃」等の感染症対策を行う。

※ 平時には、これら以外に特段の対策を講じる必要はない。

ア 健康観察

家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握することが重要である。

児童生徒等に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼びかけを行う。

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることをもって、登校を一律に制限する必要はない。

また、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにする。

※ 学校における毎日の体温チェックや健康カードの提出等は不要である。

イ 換気の確保

気候上可能な限り、常時換気に努める。

常時換気が難しい場合は、こまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。

十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPA フィルタ付き空気清浄機などによる補完的な措置を講じる。

換気機能のないエアコンを使用している場合は換気が必要であるため、対角線上の2方向の窓を10 cm～20cm程度開けて換気を行う。

ウ 手洗い等の手指衛生

外から教室に入る時やトイレの後、給食(昼食)の前後などに、流水と石けんによるこまめな手洗いをするよう指導する。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用はしないようにする。

エ 咳エチケット

咳・くしゃみをする際に、他者に飛沫を飛ばさないよう、適切に咳エチケットを行うよう指導する。

オ 清掃

通常のコ掃活動により、清潔な環境を保つ。また、清掃道具など共用する物品を使用した後は、手洗いをを行うよう指導する。

※ 日常的な消毒作業を行う必要はない。

カ マスクの取扱い

学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、混雑した電車・バスを利用する場合や、校外学習等において医療機関・高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面においては、マスクの着用を推奨する。

基礎疾患があるなど様々な事情によりマスクの着用を希望する者や、健康上の理由により着用できない者もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにする。児童生徒等の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。

(2) 保健管理体制

学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を構築する。

(3) その他

給食等の食事をとる場面における「黙食」は必要ない。

2 感染流行時における感染症対策

(1) マスクの取扱い

地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことが考えられる。ただし、その場合にもマスクの着用を強いることがないようにする。

(2) 具体的な活動場面ごとの感染症対策

ア 各教科等

地域や学校において感染が流行している場合などには、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に、以下の対策を講じることが考えられる。

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

※ 感染リスクが比較的高い学習活動

- ・ 「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」
「一斉に大きな声で話す活動」 【各教科等共通】
- ・ 「児童生徒がグループで行う実験や観察」 【理科】
- ・ 「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」 【音楽】
- ・ 「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」
【図画工作、美術、工芸】
- ・ 「児童生徒がグループで行う調理実習」 【家庭、技術・家庭】
- ・ 「組み合ったり接触したりする運動」 【体育、保健体育】

出典：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）

そのほか、医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった児童生徒等については、授業等への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を尊重すること。

イ 儀式的行事等の学校行事

儀式的行事のほか、体育的行事や文化的行事その他の学校行事の実施に当たっても、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、上記アの対策のほか、以下の対策や工夫を講じることが考えられる。その際には、児童生徒等や保護者の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行う。

- ・ 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など

- ・ アルコール消毒薬の設置など
- ・ 可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保
- ・ ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催

ウ 部活動

地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、上記アの対策を講じることが考えられるほか、以下の点に留意しながら活動を行う。

- ・ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大の防止に留意する。
- ・ 練習試合や合同練習、合宿等の実施に当たっては、県内や地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として感染拡大の防止に留意する。
- ・ 同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の前後の活動にも留意する。

エ 給食等の食事をとる場面

地域や学校において感染が流行している場合などには、児童生徒等全員に食事の前後の手洗いを指導し、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう注意させるとともに、一時的に上記アの対策を講じることが考えられる。

オ 登下校

混雑した電車・バスを利用している場合には、マスクの着用を推奨する。

帰宅後（又は学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない等の指導を行う。

スクールバスの利用に当たっては、定期的な換気と合わせて、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状のある者の乗車見合わせ、利用者の手洗いや咳エチケット等を徹底する。

3 学校関係者に新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応

(1) 出席停止の措置

ア 出席停止の基準等

- ・ 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。
- ・ 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。
- ・ 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とする必要はない。

イ 出席停止の対象者

○ 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とする場合

- ・ 感染が判明した者
 - ※ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があることのみをもって、出席停止とはしない。

○ 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

- ・ 新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合
- ・ 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
- ・ 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合
 - ※ 保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。

(2) 臨時休業の判断

ア 一部臨時休業（学級閉鎖）

同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明しており、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ※ 季節性インフルエンザにおける対応を参考としつつ、学校医等と連携して判断する。

イ 一部臨時休業（学年閉鎖）

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

ウ 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

(3) ICTの活用等による学習指導

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。

このため、感染の状況、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、ICTを最大限活用するなどして学習指導と学習把握を行う。